

# 12 子どもと子育て家庭を地域で支える

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 地域で子育てを支える

### ●相談支援体制

#### 1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内、および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、3年度は6,672件の相談があった。

#### 2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

3年度は9,532件の相談があった。（虐待に関する相談1,263件、養育に関する相談1,870件、不登校に関する相談157件、育児しつけ等の相談〔児童相談所等の問合せ含む。〕6,242件）

### ●親子で交流できる場

#### 1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関ぴよぴよ、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、3年度は延べ143,257人の利用があった。

#### 2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、3年度は延べ54,997人の利用があった。

#### 3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。

開放の形態には、つぎの2種類がある。

##### (1) 子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童

クラブ室を開放している。3年度は74か所で実施し、延べ29,772人の利用があった。

##### (2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である（予約制）。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。3年度は延べ45団体への貸出しを行った。

#### 4 外遊び型子育てのひろば おひさまびよびよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しめる場である。3年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園、中村かしわ公園で実施し、延べ23,592人の親子が参加した。元年度から相談員を配置し、子育てに関するさまざまな相談に応じている。

### ●多様な子育て支援事業

#### 1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、つぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

#### 【利用できるサービス】

3年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ856枚（時間）
助産師ケア事業	延べ2,982枚（件）
産科医療機関実施事業	延べ375枚（件）
子育て支援講座	延べ708枚（件）
ファミリーサポート事業	延べ1,990枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	延べ6,029枚（単位（※））

※：1単位は3時間

#### 2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は妊娠から2歳になる月の末日まで、原則36時間まで利用できる。3年度は延べ2,659時間の利用があった。

#### 3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員に登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業である。3年度末現在の会員数は利用会員9,192人、援助会員261人、両方に登録している両方会員が16人だった。

#### 4 多胎児ファミサポ利用券

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合、1人分の料金の事業を利用することができる券を交付している。

3年度は延べ559枚(時間)の利用があった。

#### 5 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時につぎの施設で一時的に養育する事業である。

##### (1) 子どもショートステイ(短期入所)事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では宿泊を伴わない日帰り利用を実施している。3年度は延べ1,604人の宿泊利用と延べ87人の日帰り利用があった。

##### 【実施施設等(対象年齢)】

- ・聖オディリアホーム乳児院(生後2か月～2歳未満)
- ・陽だまり荘(2歳～小学6年生)
- ・東京都石神井学園(2～18歳未満)
- ・登録家庭(2歳～小学6年生)

##### (2) 子どもトワイライトステイ(夜間一時保育)事業

午後5～10時の夜間一時保育事業。3年度は延べ414人の利用があった。

##### 【実施施設(対象年齢)】

- ・練馬びよびよ(ひろば室)・光が丘びよびよ(一時預かり室)(2歳～小学6年生)
- ・東京都石神井学園(2～18歳未満)

#### 6 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後2か月から小学校6年生までの児童を最大14日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。

3年度の延べ人数は聖オディリアホーム乳児院で55人、陽だまり荘は137人であった。

#### 7 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、3年度は延べ26,446人の利用があった。

#### 8 外遊びの場の提供事業

樹木や土、水などの自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる外遊び事業を実施した。

光が丘公園などを会場に、3年度は102回実施し、延べ14,602人の参加があった。

#### 9 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話

しながら子育てのノウハウをともに学ぶ講座(ノーバディーズ・パーフェクト)を実施している。

3年度は全6回の連続講座を4回実施し、31人が受講した。

#### 10 練馬こどもカフェ

在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施している。

3年度は6か所で全60回開催し、親子延べ188組が参加した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により開催規模を縮小したことを受け、オンライン版を全8回開催し、親子延べ29組が参加した。

#### ●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

##### 1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

3年度は2,850件(うち電話相談は715件)の相談があった。

##### 2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

#### ●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。例年、光が丘公園と石神井公園の2か所で開催していたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、3年度は開催を中止した。4年度の「第40回練馬こどもまつり」は区立児童館(全17館)を会場に開催する。

## (2) 手当・助成

#### ●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給ならびに子どもおよびひとり親家庭等の医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

##### 1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。3年度末現在の支給児童数は、

78,408 人である。支給月額はずぎのとおりである。

〔子ども一人当たり支給額〕		(単位：円) 3年度末現在
対象		金額
0～3歳未満(一律)		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生(一律)		10,000
所得超過世帯(一律)		5,000

## 2 児童育成手当

### (1) 育成手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいなく、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は児童1人につき13,500円、3年度末現在の支給児童数は6,678人である。

### (2) 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を養育する保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、3年度末現在の支給児童数は417人である。

## 3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき10万円を支給した。3年度は578人に支給した。

なお、3年3月31日以前に誕生した場合は、新生児1人につき20万円を支給した。

## 4 児童扶養手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいなく、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。なお、平成28年度から29年度にかけての制度改正後は、児童2人目以降の加算額を増額する一方、加算額を毎年見直すため物価スライド制が導入された。また、1人目と同様に児童2人目以降の加算額も所得に応じて支給額が定まる。

児童1人の場合の3年度末現在の支給月額は、全額支給は43,160円(一部支給は43,150円～10,180円)、児童2人の場合10,190円(一部支給は10,180円～5,100円)加算、3人目以降は1人につき6,110円(一部支給は6,100円～3,060円)加算となる。3

年度末現在の支給児童数は3,260人である。

## 5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

3年度末現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,500円、中度障害児は34,970円、3年度末現在の支給児童数は合わせて565人である。

## 6 子ども医療費助成

乳幼児を対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

3年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が38,755人、子ども医療証が52,562人、合計91,317人である。

## 7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育する保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。3年度末現在の対象人員は2,911世帯、4,111人である。